

第8回 安中市都市計画マスタープラン 策定委員会

議事録

■日時及び場所

日時：令和7年11月25日(火)14:00～15:00

場所：安中市役所 松井田庁舎 特別会議室

■出席者

区分	出欠	所属等	氏名(敬称略)	備考
委員長	○	高崎経済大学地域政策学部	長野 博一	
委員	○	一般社団法人群馬建築士会 安中支部代表	三好 建正	
委員	×	一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会 安中支部代表	武井 正臣	
委員	×	一般社団法人安中市医師会 代表	本多 真	
委員	○	一般社団法人安中市観光機構 代表	武井 宏	
委員	○	一般社団法人碓氷川森林組合 代表	武井 孝雄	
委員	○	安中市商工会 代表	静 朋人	
委員	○	安中市松井田商工会 代表	吉田 利博	
委員	○	安中市区長会 代表(旧安中)	三宅 勉	
委員	○	安中市区長会 代表(旧松井田)	和田 元男	
委員	○	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社 代表	近藤 隆俊	
委員	○	一般社団法人群馬県タクシー協会 代表	清水 憲明	代理：小島氏
委員	○	一般社団法人群馬県バス協会 代表	佐藤 俊也	代理：福島氏
委員	○	ぐんま地域防災アドバイザー	金井 弘恵	
委員	○	安中市民員会児童委員会協議会 代表	佐藤 徹也	
副委員長	○	安中市景観審議会 代表	杉浦 榮	
委員	○	安中市文化財保護審議会 代表	神宮 善彦	
委員	×	安中市農業委員会 代表	佐藤 光司	
委員	○	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所計画課長	伊藤 光宏	
委員	×	群馬県県土整備部安中土木事務所次長	吉田 晃一	
委員	○	群馬県県土整備部都市計画課長	小島 康弘	
事務局	○	まちづくり部	都市計画課	
NKUrbaban	○	技術部	都市開発課	

■次第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 議事録署名人の指名

議題

【第7回立地適正化計画】

- (1)今後の予定と住民意見反映措置について
- (2)素案の修正について
4. その他
5. 閉会

■配布資料

- 次第
- 座席表
- スケジュール表
- 今後の追加と変更

■議事概要

【第7回立地適正化計画】

(1)今後の予定と住民意見反映措置について

(事務局)

- 今後の予定と住民意見反映措置について説明します。委員長のごあいさつでもありましたとおり、本日が策定委員会としては最後の会議となります。そのため、まず、今後の予定を共有したうえで会議を進めたいと思います。

机の上に配布した資料の立地適正化計画進行管理表をご覧ください。A3、1枚を折りたたんだ資料です。広げていただくと右側にオレンジの帯の部分がありますが、こちら現在の11月を表しております。そこに青いバーがありますが、これが本日開催しています今回の策定委員会です。ふたつ右の欄にうつりますと、こちら年をあけて1月ですが、そのうちの上の青いバーが示すのは都市計画審議会への諮問です。そして、下のバーにつきましては、届出に関する事業者説明会です。2月に議会へ報告し公表すると、この計画に基づく届出制度が始まるわけですが、事前にどういった場合にどのような届出が必要となるか、まちづくりに携わる事業者の皆さんを中心に説明させていただきます。ここでは届出の説明だけに留まりず、計画の趣旨をご理解いただき、この計画によるまちづくりに協力してもらうように促すことも目的として開催します。これが1月20日(火)午前10時から安中市役所で開催を予定しています。説明会については広報のほか関係団体へは個別に周知する旨、調整させていただいております。

今後の予定は以上です、続けて住民意見反映措置について、説明します。事前に配布した資料1をご覧ください。8月の下旬より3種類の住民意見反映措置を行ってまいりました。まず、1ページ目には住民意見反映措置を行いました。8月27日と9月1日昼夜の計4回実施しまして、合計で11名の住民にご参加いただきました。素案の概要について説明し、質疑応答を行いました。そこでは、計画に対する意見というより、質疑が多かった印象ですが、意見概要ということでまとめておりましたので、抜粋して説明します。8月27日19時の回です。居住の誘導について、市外の方を新たに誘導するのかというご質問でした。矢印が回答となります。市民の方・市外の方両方が対象であると説明させていただきました。つぎのご意見は、少しでも居住者を増やすべきで、居住地の選択は職業によるところが大きいというご意見でした。回答では、本市周辺では高崎が選ばれやすいなかで、少しでも本市を選んでいただくために、生活に必要な機能を拠点に集めて便利な環境を形成していきたいとお伝えしました。つぎは、坂本などにも居住を誘導すべきとのご意見です。それに対し、今回の計画では用途地域内に居住を誘導していくこととなる。用途地域外の拠点では観光振興等で魅力向上を図ると回答しています。日が変わりまして、9月1日14時の回です。遠丸団地について、住宅開発を望むが、洪水地帯といわれている。立地適正化計画で防災の施策があったため希望が持てたとのことでした。回答でも、河川整備計画による整備について伝えました。現時点では住宅開発まで計画がないが、整備により状況が変われば、見直しの際に検討することもあると伝えました。次のご意見が本計画に伴い都市計画道路の見なおしも必要とのご意見です。これは、現在見直し中であり、今年度発表するが、不要な都市計画道路は廃止となることを伝えました。つぎは、20年後に誘導区域外の過疎化が進むと思うが、高齢者への対策はどうするかとのご質問です。立地適正化計画は、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方で策定するものであり、公

公共交通の充実などは盛り込んでいますが、高齢者への個別の対策までは含まれないことを説明しました。次のページに移ります。市内人口が減少する試算があるが、市に人口を集める策はあるかとのご質問です。回答においては、安中南地区やあとは新駅構想などの開発による魅力向上と人口増を見込むと伝えました。また9月1日19時の回では、安中榛名駅の活用について質問があり、大きな商業施設は現状誘致できていないこと、今後は引き続き誘導していくことを伝えました。また、遠丸団地について、水害ハザードになっていることをふくめ、団地の将来を考えてほしいとのご意見がありました。方法は様々あるが、空き地利用や西毛運動公園との連動など引き続き検討する旨伝えました。最後の人は3点質問があり、まず、山間部が多いためネットワーク維持が困難ではないかという点、2つめは、人口密度の基準値と目標値が同じであるのはなぜか、また3つめは届出制度の意義について質問がありました。1点目についてですが、同日に公共交通計画を策定予定であり、急坂の山間部にも強いAI新交通によるネットワークを構築する旨説明しました。2点目については、人口密度は減少の予測のため、維持していくことでも高い目標であることを伝えました。また3点目については、30日前までの届出について、区域外の開発状況を事前に市が把握するために実施するものであることを伝えました。以上が、質疑応答の概要ですが、説明により計画をご理解いただき、素案の修正には至りませんでした。

つぎに、2つめの住民意見反映措置、パブリックコメントの回答です。こちら、今後、修正を行ったうえで、HPに公表していくものです。パブコメは9月に実施しましたが、3ページの下の表にありますようにおひとりから意見が提出されました。意見の内容を3つの意見に区分し、提出された意見は3件としました。意見の反映としましては、すでに盛り込み済みのものとして2件、その他立地適正化計画以外の意見として1件仕分けしました。それぞれの内容について、4ページ・5ページをご覧ください。ご意見①から③までありますが、いずれも碓氷川右岸の居住誘導準備区域についてです。素案の53ページに関するご意見です。事前にお配りした資料2の53ページもお開きください。さて、意見の内容ですが、抜粋して説明します。碓氷川右岸エリアについて居住誘導区域としてふさわしくないというのが趣旨でございます。その中で、一つ目の意見として①、エリア内に家屋倒壊等氾濫想定区域を含む浸水想定区域が存在する。災害が想定されるエリアへの誘導は計画の趣旨に反していないかというご意見です。隣に市の考え方がありますが、浸水想定区域は、都市計画運用指針、これが国の指針ですが、においても災害リスク等を総合的に勘案し、判断すべきとされております。本計画においては、家屋倒壊等氾濫想定区域を含む浸水想定区域は居住誘導区域を設定しません。また家屋倒壊等氾濫想定区域を含めない浸水想定区域は河川整備や避難徹底などの防災施策を講じたうえで、居住誘導区域に設定するとしております。ざっくに申しますと、国でも浸水想定区域については、総合的な視点で居住誘導区域に入れるかどうか判断してねと位置付けているところ、安中市においてはより危険性の高い家屋倒壊等氾濫想定区域は区域から除き、それと比較して比較的危険性が低い浸水想定区域は対策を講じたうえで区域に含めているんですよということを回答するところです。この観点についてはすでに計画にも仕込んでおりますので、反映結果は盛り込み済みとしました。②に移りますが、人口が減少する中で災害が予測される場所に街を広げるのでなく、既存の市街地に誘導すべきでないかという点です。こちらも反映結果は盛り込み済みとなりますが、将来を見据えたコンパクトネットワークの都市構造確立のため、西毛広幹道の整備に合わせ、新駅構想の実現による公共交通の強化・周辺開発による魅力向上が必要なこ

と、そのうえで、3段落目になりますが、既存市街地の空き家空き地対策も行っていくことを回答するところです。いずれにも誘導が必要であると回答です。最後③については、水田地帯をつぶしてしまうのはもったいないという趣旨のご意見です。こちらの反映結果は、本計画以外の意見として区分しておりますが、都市マスにおいても自然環境や農業生産環境を守りつつ、農業振興に関しては農業振興の計画で施策を展開する旨回答するものです。

さいご、3つめの住民意見反映措置ですが、ページめぐりまして 6 ページ目。素案の縦覧と公聴会です。一定期間、9月3日から1か月程度、素案の縦覧期間を設けました。そのうえで希望される方について公聴会において意見を述べる機会を設けました。期間を満了しても、公聴会の希望がありませんでしたので、公聴会の開催は中止となりました。

以上が住民意見反映措置の説明となしまして、次第(1)の説明も以上となります。

(委員長)

- ありがとうございました。では、本件につきましていかがでしょうか。

(委員)

- パブリックコメントの集まる数というのが、この程度だと思うんですけれど、過去に実施したパブリックコメント等においても、このぐらいの集まり具合なのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。
- また、ちょっと強い意見があって言ってくるっていう人も当然いるんですけど、そういう人はいろんなところのチャンネルを通じて言ってくると思うので、総じてあまり大きな反対意見がないというような捉え方もできるんですけど、そうした点について、ちょっとお聞かせいただければと思います。

(事務局)

- 都市計画課でやっている都市計画マスタープランですと、まあこれぐらいかなというところです。やっぱりテーマによって、いろいろこう盛り上がっていると反響が違いますので、あの、ちなみに先日、新駅構想についてのワークショップというのをやったんですけども、そちらは1週間間を空けて夜2回やったんですね。こちらはそれぞれ20名の方に参加していただいてますし、テーマによっちゃうっていうのがあると思います。

(委員長)

- ちょっと私の方から一般論で補足した方がよろしいかなと思います。他の自治体さんの説明会とかで少しお話しさるとすれば、自治体さんの状況とか住民さんにもよるんですけども都市計画関係のパブリックコメントって割と出にくい印象を持ちます。例えば、地域防災計画だったりとかそういう形になってくると、結構こういうのがあったりとかそういうのは結構見てて思います。これが、もし交通計画とかになってくると、自分の生活の足とかに関係してくることに出でたりとか、あまりこう、現状困りごとを抱えてない方は出しにくいというか、そういう傾向はあるのかもしれないなと思ったんですね。ただ、一方で住まいに関わることであったりとか、近い将来の居住誘導なんて本当にそういう話なので、ここにこう関心があまり上がっていないのはもったいないことになると思いました。

- 手続き上はこの形でよろしいかと思うんですけども、ちょっと冒頭、私もご挨拶申し上げたんですけども、やはりいろんなものに使っていただくっていう工夫が必要になるのかなと思うんですね。いくつか私も立地適正化計画とかマスターplanのお手伝いしてるんですけど、同じことを申し上げてまして、計画を作っただけポンと置いといてもダメですよと。これをやはりいろんな場面で、実はこういうことを書いていて、これを皆さんに、少し学習じゃないですけれども、知っていただく機会を作りたいと思っていますとか。安中市さんもおそらく、届出に関することとか、この後、何かしら動きを検討されているのかなと思うので、そういう機会を使っていただくというのが重要なことになるかと思います。

(委員)

- 今、ちょっと同じような質問をしようと思ったんで、あの、大体分かっちゃったんですけど、確かに、あの、この住民説明会の資料 1 に見ましても、松井田支所の場合、昼間はゼロで、夜は一人だけ。今の 9 月 1 日、月曜日は 8 人に 2 人ということです。今のお話をちょっと聞いて、だいたいこんな形なのかなという気はしているんですけども、以前に、計画ダイジェスト版みたいなものを全戸配布されましたですかね。はい、違いましたつけ。

(事務局)

- いや、あのダイジェスト版っていうのは先に配布ではないです。

(委員)

- 先に配布されませんでしたつけ。

(事務局)

- マスターplanを 6 月に公表してますので、そのダイジェスト版を毎戸配布しています。

(委員)

- はい、わかりました。立地適切化計画っていう内容は、ちょっと住民の方に分かりづらい内容だなっていうのも、職員の方も大変ご苦労されていると思うんですが、その辺で、あの、最初にあの会長に言った計画は、これで、修正を加えて完成するかと思うんですけども、どういうふうにしてこう活用していくかっていうことが、これから大事になってくるかと思うんですよね。特に。先ほど、その資料 1 のところで、ご意見の中の三番のところで、えっと、その周辺地帯っていうご意見があったところに、あの市の考え方っていう。まあ、農業振興に関しては、安中市農業振興地域整備計画が定まっているということで、えっと、そちらご意見っていうことで、あの、なんだこれ。立地適正化計画以外の意見ということだったかと思うんですが、そういうふうな横の連携っていうことも、その大事なのかなという気がするんですね。その農業関係のご質問だったんだと思うんですが、水田の関係。都市計画マスターplanの関係、まあこれ、農業の関係はこれっていうふうな、こう言われて縦割りっていうんですか、縦に考えるだけでなくて、この横の連携って言いますか、そういうふうなことをこれから活用という段階で考えていかれるのがいいのかなと思いま

た。

(委員長)

- はい、ありがとうございます。あの、先日、あのご意見を頂いたいたと思います。あの、その他の計画との連携をさせていただきたいということなんですね。農業関係ということで、安中市農業振興地域整備計画そこに書いてあるということで、回答されていると思いますけれども、そういう農振に関係することとの連携をしっかりやっていただきたいというご意見いただいたと思いますので、所管のところとしっかりとお話しいただければと思います。
- 今回あんまり出なかったということではあるんですけども、都市マスの時に結構出たんでしたっけ。

(事務局)

- 都市計画マスタープランの住民説明会に関しては、立適が 11 名だったんですけど、もうちょっと少なくてですね、確かに同じ回数やって 6 名ぐらいの方だと思うんですね。パブリックコメントに関しては、ちょっと正確な数はあれですけど、あの 3 件ぐらいだったかなと思いますので、住民説明会は今回こちらの方に来たけど、パブリックコメントは少なくなった状況でございます。
あと、先ほどの概要版、ダイジェスト版につきましては、都市マスが 6 月に配布したのと同じように、立地適正化計画におきましても、策定が 2 月の後ですね、3 月に間に合えばですね、毎戸配布させていただく、その際に広報ですか、SNS を通じて市民の方にはご覧いただくような周知は、これから展開していく予定でございます。

(委員長)

- はい、ありがとうございます。計画策定してゴールではなくて、これを、まあ、さっきからずっと言っていることですけど、使っていくっていうものが主旨になってくるので、まあ使い方っていうところからね、たくさん考えられることだと思いますので、その中でもあの、不断の見直しというか、ええ、住民の方、それから関係する方たちの声をしっかりと受け止めるっていう態勢を作っていただけるとよろしいのかなと思っている次第です。
- 今回はよろしゅうございますでしょうかね。このあたりに関しては、この内容の方に移っていただいてもよろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。

(2)素案の修正について

- 次第2素案の修正について説明します。資料 2 と資料 3 を合わせてごらんください。まず資料 3 です。前回の策定委員会の後、府内検討委員会や府内への照会、関係機関への意見照会などを踏まえて、全体的にもこまごまとした修正がございますが、本日は大きな変更点について共有し、ご確認いただきます。また、資料編として素案の 115 ページから、策定経過や用語集を追加しております。さて、資料 3 の 1 の説明に移ります。まず、前回の策定委員会で出た意見を反映するための修正をまとめました。意見 1 として、ミニ開発や無秩序な開発により、行き止まり道路の発生は消防活動やインフラ維持が困難になっているため、素案 P71 の施策に追加した

ほうが良いとの意見です。こちら P71 をご覧いただくと、施策 2-3 にランドバンク事業と追加しまして、意見を反映いたしました。こちらは空き地などを隣接地や前面道路と一緒に区画再編して、良好な居住環境の整備を行う事業です。次に意見 2ですが、P47 のステップ4の記載を改善したほうが良いとの意見です。これは P47 ステップ4をご覧いただくと「区域外と比べ、区域内及び区域内外につながる良好な道路環境が整備され、今後も使い続けていく」という表現に変更し反映しました。次に意見3ですが、居住誘導区域の考え方で各ステップに対応する図面も掲載するべきとのご意見で、反映については P49～P52に掲載することとしましたのでご覧ください。最後が意見 4、アイコンの説明の追加ですが、P124に掲載していますのでご覧ください。つづいて、策定委員会以外の意見による変更点のうち影響が大きいものについて 3 つ説明します。まず(1)、都市拠点の誘導施設として宿泊施設を追加することについてです。素案の62ページに関する変更です。こちら、群馬県様を通じて国の担当部署へ相談も行いながら検討したものです。表の一番下の、教育・文化・交流機能の中に、延べ床面積 1000 m²以上の宿泊施設を追加しています。資料 3 に戻りますが、これは、安中市役所周辺・安中駅周辺の都市拠点に、宿泊者以外が入浴施設、レストラン、バンケット機能を利用可能な宿泊施設を誘導するものです。バンケット機能とは結婚式やパーティー、会議など、様々なイベントを開催するための多目的ホールのことです。米印にありますように、「都市拠点について、高次の都市機能の誘導、商業・業務機能の向上等により都市の魅力や求心力の向上を図る」という都市機能の誘導方針と整合する施設であると考え設定するものです。居住者の生活利便性向上だけでなく、交流人口の増加による地域活性化・文化交流機会の増進も見込めます。国の担当部署へ相談したところ「国の手引きにおいて、現時点では宿泊に特化した宿泊施設を誘導施設に設定することは想定していない。バンケット機能等を併設する場合でも、宿泊施設と切り分けて位置づけるもの」という考えです。ただし、宿泊施設を独自の誘導施設として位置付けている自治体があったり、国においても今後位置づけを含めて検討しているところであります。宿泊施設を誘導施設にすることが妥当かどうかは国で判断を行わず、市の考えで設定していくことについて制限するものではない。」との回答でした。安中市においては、この回答を受けて、先ほど説明させていただいた通り、誘導方針に沿った施設であると判断し誘導施設に設定します。また、(2)として施策1-4「民間の都市機能の誘導」を追加しました。これが 70 ページですね。1-4、これが今までなかったんですが、今までの施策だと商業施設や病院・金融機関・宿泊施設これらを誘導するための施策が不足しているとの観点で追加するものです。誘導施設の誘導に対しても、補助制度によるインセンティブを検討していくということです。例示として都市構造再編集中支援事業のほか、都市機能誘導に関する補助制度創設の検討また商工課すでに実施している補助制度、企業誘致促進事業の活用、これらを掲載しております。さいご(3)として、目標値「居住誘導区域における人口密度の下方修正です。これが、103ページに関連するものです。資料 3 に記載がありますが、令和 2 年の居住誘導区域内の人口密度が 22.1 人／ha であるところ、20 年後の予測が 17 人／ha となっております。このような状況のなか R22 目標値として当初 22.1 人を維持することとしておりましたが、国のヒアリングにおいて困難であるとの指摘がありました。改めて県とも誘導見込みを検証し、目標値を 20 人に下方修正いたものであります。マイホーム取得支援金や住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金、安中南地区のあたらしいまちづくりなどの施策により、居住誘導区域へ年間 120 人の誘導見込みを計上し、その結果、下方修正した目標値である 20 人を目指すものです。以上が、大きな変更点についての説明になります。最後、本日お

配りした資料4の素案の今後の変更について、何点かお伝えします。こちらが、公表までまだ少し時間がありますので、見る人の興味を引くような工夫を実施する予定の内容になります。矢印の先にあるように、具体的には表紙や中身のデザインの向上、余白部分に写真や関係するコラムの追加などをおこないます。例えば、例として15ページの変更案を掲載していますが、見出しの色やデザインの変更を行ったり、枠線も変更したり、「土地利用の考え方」のようなコラムや写真を追加する予定です。コラムについては、コンパクト・プラス・ネットワークや公共交通計画、施設の適正な立地、安中南地区のことについて、追加する予定です。説明は以上となります、今後も2月の公表に向けて、細かな点につきましては必要な修正を行ってまいりますので、ご確認いただいた中でお気づきの点がございましたら、12月末までに隨時お知らせください。

(委員)

- 最後、2月に発行されるということなんですが、公表の仕方というか、紙媒体のものはどの程度の方に配布されるのかということを確認というか伺いたかったんですが、いかがでしょうか。

(事務局)

- 質問ありがとうございます。まず、この紙媒体の124ページまでありますけれども、この全編の冊子につきましては、毎戸配布いたしません。あの関係者ですか、あとは市内の資料として使う予定です。毎戸配布するのはあくまでも概要版でございまして、あの、これを8ページ程度にまとめてですね、あの、前回都市計画マスタートップランでも同様の形で配布したんですが、それが3月予定しております。配布させていただきます。公表自体はですね、2月25日を予定しております、その後、SNSですとか、あとは広報等でも周知させていただいた上で、先ほどの概要版をお配りするような、そんな予定でございます。今回配らないんですけども、ホームページではダウンロードしてPDF等で見られる環境は手配いたします。

(委員)

- 資料3の修正についてのところで、あの意見の4件は自分でデータ出したかと思うんですが、最後に124ページのアイコンなんですけども、例えばこれ、豆知識的なものというかそういうものを入れると皆さんを見て頂いて、市外の方がご覧になった場合、安中市はこういうところなんだっていうのを、立地適正化計画ではあるんですが、横の連携ではないんですが、いろんな見方ができるんじゃないかなと思うんですね。例えば、磯部温泉をイメージしたところでは、幕末の古文書の中に温泉マークが出てきて、発祥の地と言われているということを少し書いていると親しみがわくかななんて思ったんですけどいかがでしょうか。

(委員長)

- たくさん入れる必要はないと思うんですが、可能な範囲で追記いただけと良いと思います。

(事務局)

- 対応します。

(委員長)

- 71 ページのところに『ランドバンク事業』を追記したということなんですねけれど。現在ランドバンク事業を実際に運用されている自治体さんは 3 つくらいしかないんですけど、一つは有名なのは山形県鶴岡市の鶴岡ランドバンクです。これは法人化して別組織化しているものなので、市の事業とは全然別組織になります。もう一つが広島ランドバンクです。こちらは広島市が実施に関わっているとは思うんですけど、詳細はちょっと私も把握ができておりません。3 点目が掛川ランクバンクです。静岡県ですね。海外のランドバンクについていくつか事例はわかるんですけども、組織化して要は低未利用地とか使わなくなった土地とか死に地になっているところに、新しい付加価値をつけて、実際に流通に乗るようところまで狙っていくっていうのが、ランドバンクの仕組みでもあるんですよ。なので、日本型のランドバンクとまたちょっと意味が違うって、それをどう捉えているのかという部分も関係してくるものですから、言葉だけこうして出てくるというのは、あまりおすすめできるものではないのかなと思ったりしています。実質的にこのランドバンクという事業そのものを安中市さんとしてどのように考えているかということ、検討されるということがしっかりと決まっている、あるいはこれから検討していくことであれば、その旨、したためていただければいいんですけども、言葉だけ先行するっていうのがあまりいいことではないような気もしているので、このあたりについては、もし単純にこの言葉を使いたいということだけであれば、なるべく意味合いも含めて考えていただいた方がよろしいのかなと思っています。決して、削除をすべきと言っているのではなくて、もし載せるのであれば、考え方を作つておかないとこれで言質を取られてしまう可能性がありますよということも伝えたいと思います。なので、ご検討いただければというところであります。私の方でアドバイスをいただくとできるので必要であれば、こういった時に考え方をまとめてもらう時間はまだありますから載せるのであれば、少し検討していただけるとよろしいかなと思っております。

それ以外いかがでござりますか。

(委員長)

- 國土交通省さんの方に、人口密度についてかなり細かく見ていただきまして、下方修正の必要があるんじゃないかっていうアドバイスを受けて、県庁さんとご相談されて、若干少ない数字ですけれども、現実的に 1ha あたり 20 人にするというような流れを含めたということで、これについては私は良いご指摘をいただいて、現実的な数字を導くことができたのかなと思っている次第なんですけれども、気になる点とかあればですね、お伺いできればと思うんですけど、いかがでございますか。

そのほか、事務局さんの方で、追加で補足などあれば伺っていこうかと思うん

ですけれども事務局さんの方からいかがですか。よろしいですか。県の方も特に大きなご意見等ないようであればこのような形で作成に向けて動いていきたいと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。はい、ありがとうございます。

もし何か軽微な変更などあれば事務局さんに伝えていただければと思いますが、いつぐらいまでに言っていただければ大丈夫ですかね。

(事務局)

- 12月いっぱいまでにいただけするとありがたいかなと思います。

(委員長)

- 承知しました。では皆さん 12 月いっぱいぐらいで、もし何か現在のことでは文言修正ですかこういった誤字がありますとか、あるいは数字的にちょっとこれはどうなのかというようなところがあれば事務局の方にお寄せいただくということでお願いできればと思います。

【その他】

(委員)

- 市民の皆様方に情報提供という形でございますけれども、今日、区長会からも代表の方がいらっしゃると思うんですけれども、安中市全体の区長会の方では、会議の時は、この都市計画については何か出てますか。

(委員)

- 特には出でていないです。

(委員)

- できたら簡単なものをですね、区長会の方に提供していただければいいと思います。ということはですね、安中市全体の区長会の下に、各地域の区長会があるわけです。で、この地域の区長会の方にも情報提供すれば、ええ、例えばですね、私は臼井なんんですけど、臼井地区は臼井地区で、ええ、その情報をですね、区長会の区長さんにすべて説明するという形なので、ええ、末端の方まで浸透しているんじゃないかなと思っております。

ええ、まあ、簡単なもので情報提供という形がしてはいいんじゃないかなと思います。これはですね、前にあの道の駅検討委員会だとあります。安中市のその時の私も当時、代表やっておりましたので、あの区長会の臼井の区長会ですけども、で、その時にやっぱりその検討委員会のメンバーになっておりましたので、区長会のええ、臼井なら臼井の市長会が開催される都度ですね、ええ流れを説明したと。そうしますと、各地区の区長さんが、また地域住民にも、道の駅はこうなってますよというような形で説明していただいたという形でございますので、この都市計画についてもですね、やはり区長会さんを通してですね、末端まで届くようにした方がいいんじゃないかなと感じていました。

(委員長)

- 貴重なご意見、ありがとうございます。いいご意見いただいたと思いますので、

出せる範囲で、になってくるかと思うんですけども、そういうセッションを検討されると良いんじゃないかなというところでございます。

(委員)

- 非常にこう充実した資料ができあがってきたかと思いますが、大事なのは、これをこれから関わっていっていただくこと。市民の皆さんに理解していただいて、実現しているところだと、今委員長の方からもお話があったと思います。その時にですね、どのように市民の方に理解していただくかっていうところが課題になってくるのかなと思います。というのは、この立地適正化計画、行政もいくら旗を振ってもなかなか実現しえない、市民の方一人一人がよく理解した上で賛同をいただいて、行動していかないと居住地の選択ですとか、公共交通の利用促進ということには結びつかないかと思います。その時に、この先日のこのパブリックコメントもなかなか参加者が少なかったというようなお話があったかと思うんですが、2つ理由があるかなと思います。一つは立地適正化計画というものが、なかなか一般の方には何の話かわかりにくいということがあるかと思います。都市計画に携わっていたり、こうした委員会に出られている方は、もう周知のことと思うんですけども、普通に聞いた時に、何の話なのかと。こういうことで公聴会やりますよというふうに言われても、なんか自分は全然関係ないやと思っちゃうんじゃないかなと思うんですね。一方で新駅のワークショップというようなお話があった時には、非常に多数の方が拘束時間が長いにもかかわらず、参加意向を示されたということなので、決して市民の皆さんには無関心ではないと思うんです。

今日出ていたご意見とかも、かなり考えられたご意見が出てたかなと思いますので、まず立地適正化計画をもう少しあみくだいて、市民の方に理解していただくような、方法論だったり、資料だったり、機会が必要なのかなというふうに思いました。もちろんこの資料の冒頭、それは何の話かというふうに書いてあるんですけども、これだけだとピンとこないのかというふうに思います。もう一つは、その背景として、なんでこういうことが必要なのかということを理解していくことが必要かと思うんですけども、これなかなかちょっと言いづらいというか、そこが一番難しいところだと思いますが、さっき人口密度が22人とか、推定が17人に減ってしまう、目標値として20人にするという話があったと思うんですが、これ、あの22人が17人になったらどういう生活の変化が起きちゃうのか、どういう問題が実際に起きうるのかっていうことをやっぱり理解していただかないといけないと思うんですね。で、そういうあのマイナスの話ってなかなかしづらいので、国の方でもちゃんとそこを説明していないから、このいうふうに、制定されてから10年以上経っているんですけど、実際にうまく実現することが少ないというのはそういうことだと思うんですが、実際にはいろんな問題がこれから起きてきて、今、老朽化でいろんなことが起きているというようなこともありますし、クマが市街地にでてくるというようなことも、やっぱり

その人口密度が減っていく中で起きているということだと思います。病院の倒産問題とかもありますが、いろんなあらゆる生活の面、現実的な課題が火急に迫っていて、それを何とかするための方法として、この立適というものがあるんだということを理解していただかないと、単にこうすることするといいですよとか、引っ越ししてくださいとか、公共交通、利用してくれてバス、電車に乗ってくださいと言ってもなかなか行動に結びつかないのではないかと思います。その辺はこうした資料で謳うこともなかなか難しい点かと思いますが、機会あることにそうした周知も図っていっていただかないと、今後の生活や難しいのかなと思いますけど、その辺の工夫をしていただけるといいんじゃないかなと思っております。

(委員長)

- ありがとうございます。本当におっしゃるとおりかと思うんですね。やはりやり方も含めてになってくるんですけれども、区長会さんの方にもお話もありましたし、私は市議会の先生方に、さらにこれをしっかりご説明をされるべきだと思います。で、議員の先生方から地元に下していただくことも大事なことになってくるんだと思うので、まずはそのかみ砕いた立地適正化計画という言葉ですよね。で、これをだいたい他の自治体さんでお話して、噛み砕いてお話しなきゃいけないですよっていうと、だいたいすぐコンパクトシティって言葉に変換しちゃうんですよ。で、それもどうかなっていうこともあるんで、なんでこう、喫緊の課題として市街地を集約していく流れが必要になったりとか、そういうた部分っていうのは、あの生活者にどんな影響があるのかということをみんなにわかつていただくことは、かなり時間を要するかと思うんですね。なので、そのあたりも少しそういうコンテンツを作っていただくとか、情報の出し方ですかね、これについてはしっかりとご検討いただいているということが大事かなと思いますので、私たちも杉浦委員もしっかりと賛同しますので、そのような形でぜひ進めていただければと思います。その他よろしゅうございますかね。

以上